

介護サービスの利用のしかた

在宅でサービスを利用したい

1 ケアプラン作成を依頼

知多北部広域連合が発行する事業所一覧などから居宅介護支援事業者を選び連絡します。担当のケアマネジャーが決まったら、市町の窓口に「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出します。

*利用するサービスによっては、サービス事業者でケアプランを作成します。



2 ケアプランの作成

居宅介護支援事業者

利用者の現状を把握

ケアマネジャーが利用者と面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。

サービス事業者との話し合い

利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケアマネジャーを中心に話し合います。

ケアプランの作成

作成されたケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。

3 サービス事業者と契約

訪問介護や訪問看護などのサービスを行う事業者と契約します。

4 在宅サービスを利用

16ページへ



施設に入所したい

1 介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。



2 ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネジャーが利用者 に合ったケアプランを作成します。



3 施設サービスを利用

18ページへ



地域密着型サービスは [24ページへ](#)

福祉用具の利用は [26ページへ](#)

住宅改修の利用は [27ページへ](#)

「要介護1～5」と認定された人は、まず居宅介護支援事業者などに依頼して利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

介護サービスを利用するときは費用の一部を負担します

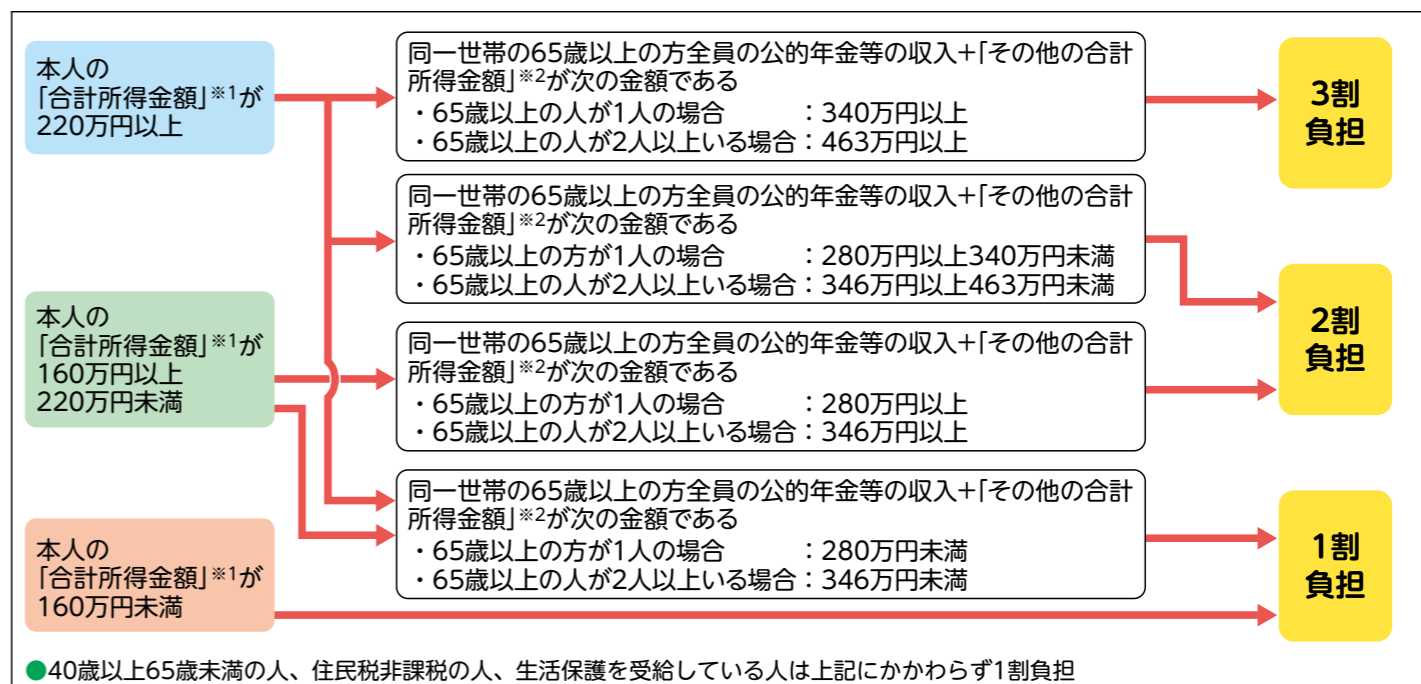
おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められていて、その範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担の割合は1割、2割又は3割です。ただし、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者の負担になります。

1か月の在宅サービスの上限額（支給限度額）

要介護状態区分	支給限度額
要介護1	16,765単位
要介護2	19,705単位
要介護3	27,048単位
要介護4	30,938単位
要介護5	36,217単位

*1単位10円～10.21円です。

利用者負担の割合



*1「合計所得金額」とは、地方税法上の「合計所得金額」（収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額）のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、土地等の売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除します。給与所得または課税年金の所得金額が含まれている場合は、給与所得及び課税年金の所得金額の合計額から10万円を控除した金額を用います。

*2「その他の合計所得金額」は、*1の合計所得金額から課税年金の所得金額を控除した金額です。給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

居宅介護支援事業者

ケアマネジャーを配置している事業所です。

要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。

*申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています

ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担するため、原則利用者に自己負担はありません。

ケアマネジャー

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- サービスの再評価とサービス計画の練り直しをします。

介護サービス（在宅サービス）

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができますので、心身の状況や介護する人の状況を考えて利用しましょう。

※サービスによっては、共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

「利用者負担のめやす」は1割負担のめやすです（食費、居住費、日常生活費を除く）。

※報酬改定に伴い、金額が変更となる場合があります。

令和6年4月から利用者負担のめやすが変わりました。ただし、一部のサービスは6月からの変更です。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

●おもなサービス内容

身体介護の例	生活援助の例
● 食事や入浴の介助	● 食事の準備や調理
● オムツの交換、排せつの介助	● 衣類の洗濯や補修
● 衣類の着脱の介助	● 掃除や整理整頓
● 洗髪、つめ切り、身体の清拭 など	● 生活必需品の買い物 など

●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	250円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	183円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。



訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護をします。

●利用者負担のめやす

1回	1,293円
----	--------



訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリをします。

●利用者負担のめやす

1回※	313円（令和6年6月から314円）
-----	--------------------

※20分間リハビリテーションを行った場合。



医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師の指導 (月2回まで)	514円 (令和6年6月から515円)
------------------	------------------------



訪問看護

疾患などを抱えている人について、医師の指示により看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	480円 (令和6年6月から481円)
病院または診療所から (30分未満の場合)	407円 (令和6年6月から408円)

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。



施設に通って利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉（7時間以上8時間未満の場合）

要介護1	668円
要介護2	788円
要介護3	913円
要介護4	1,038円
要介護5	1,164円

※送迎を含む。
※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要です。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉（7時間以上8時間未満の場合）

要介護1	770円（令和6年6月から 775円）
要介護2	913円（令和6年6月から 919円）
要介護3	1,057円（令和6年6月から1,064円）
要介護4	1,227円（令和6年6月から1,236円）
要介護5	1,393円（令和6年6月から1,403円）

※送迎を含む。
※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要です。

施設に入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす（1日）

要介護1	550円
要介護2	618円
要介護3	689円
要介護4	755円
要介護5	825円



短期間施設に入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などが受けられます。

●利用者負担のめやす（1日）

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室の多床室
要介護1	614円	614円	716円
要介護2	684円	684円	786円
要介護3	758円	758円	862円
要介護4	829円	829円	934円
要介護5	899円	899円	1,004円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●利用者負担のめやす（1日）

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室の多床室
要介護1	764円	842円	848円
要介護2	813円	893円	896円
要介護3	876円	958円	962円
要介護4	931円	1,011円	1,017円
要介護5	985円	1,067円	1,071円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

介護サービス（施設サービス）

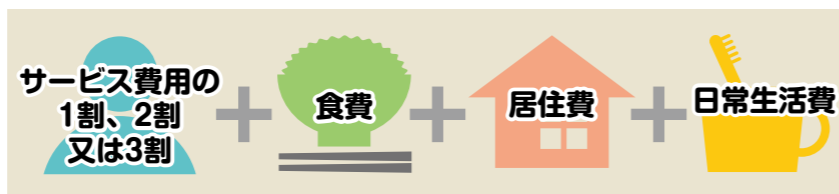
施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行き、事業者と契約します。

※要支援の人は、施設サービスを利用できません。

施設サービスを利用した場合の負担額

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割又は3割・食費・居住費・日常生活費が利用者の負担となります。

※利用者負担の割合については、15ページ参照



基準費用額：1日あたりの施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して定める額

- 食費：1,445円 令和6年8月から 居住費の基準費用額が変わります。【 】内が令和6年8月からの金額です。
- 居住費：ユニット型個室 2,006円 【2,066円】、ユニット型個室的多床室 1,668円 【1,728円】
従来型個室 1,668円 【1,728円】（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円 【1,231円】）
多床室 377円 【437円】（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円 【915円】）

低所得の人が施設を利用した場合の食費・居住費の負担限度額

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により食費・居住費は下表の負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費など）。

ただし①②のいずれかの場合は、対象となりません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金等の額が下記の場合
 - ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 - ・第2段階：預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - ・第3段階①：預貯金等が単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 - ・第3段階②：預貯金等が単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合



※ただし、第2号被保険者の場合は上記の段階にかかわらず、単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

●負担限度額（1日あたり） 令和6年8月から 居住費の負担限度額が変わります。【 】内が令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階	利用者負担段階	居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (320円) 【550円】 【(380円)】	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (420円) 【550円】 【(480円)】	370円 【430円】	390円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 【(880円)】	370円 【430円】	650円	1,000円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 【(880円)】	370円 【430円】	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

「利用者負担のめやす」は1割負担のめやすです（食費、居住費、日常生活費を除く）。

※報酬改定に伴い、金額が変更となる場合があります。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

●利用者負担のめやす（1か月）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
要介護1	17,918円	17,918円	20,382円
要介護2	20,047円	20,047円	22,511円
要介護3	22,268円	22,268円	24,793円
要介護4	24,397円	24,397円	26,953円
要介護5	26,496円	26,496円	29,052円

※新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。

リハビリを受けたい

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

●利用者負担のめやす（1か月）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
要介護1	21,812円	24,123円	24,397円
要介護2	23,211円	25,644円	25,797円
要介護3	25,188円	27,622円	27,774円
要介護4	26,861円	29,234円	29,447円
要介護5	28,352円	30,785円	30,968円

医療と介護を一体的に受けたい

介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療と日常生活上の介護を一体的に受けられます。

●利用者負担のめやす（1か月）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
要介護1	21,933円	25,340円	25,857円
要介護2	25,310円	28,686円	29,204円
要介護3	32,550円	35,957円	36,474円
要介護4	35,653円	39,029円	39,546円
要介護5	38,421円	41,828円	42,345円



介護予防サービスの利用のしかた

令和6年4月から 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも、介護予防ケアプランの作成を依頼できます。

1 高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)または居宅介護支援事業者に連絡

住んでいる地区を担当するセンターに連絡します。居宅介護支援事業者の場合は、知多北部広域連合が発行する事業所一覧などから選び連絡します。

※担当地区については、33～35ページ参照

※利用するサービスによっては、サービス事業者で介護予防ケアプランを作成します。

※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)で介護予防ケアプランを作成します。

2 高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)の職員または居宅介護支援事業者のケアマネジャーとの話し合い

本人や家族と話し合い、本人の心身の状況や生活歴などから、課題を分析します。

3 介護予防ケアプランの作成

目標を決めて、達成するための支援メニューを、利用者や家族とサービス担当者で検討し、それにもとづいて、ケアプランを作成します。

4 介護予防サービスなどを利用

介護予防ケアプランにもとづいて介護予防サービスを利用します。

22ページへ

介護予防・生活支援サービス事業も利用できます。

28ページへ

※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用することもできます。

評価・見直し

一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します。

地域密着型介護予防サービスは [24ページへ](#)

介護予防福祉用具の利用は [26ページへ](#)

介護予防住宅改修の利用は [27ページへ](#)

「要支援1・2」と認定された人は、高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)または居宅介護支援事業者が、介護予防ケアプランを作成するなど、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

介護予防サービスを利用するときは費用の一部を負担します

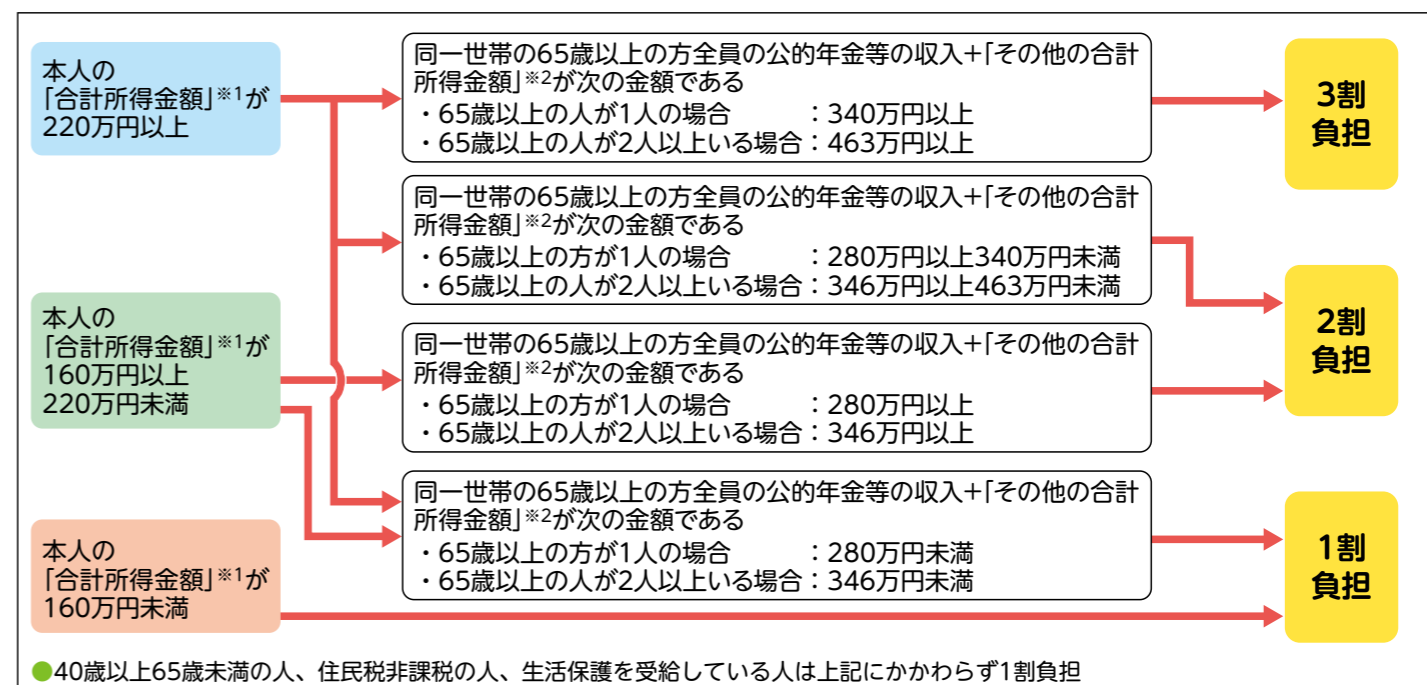
おもな介護予防サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額(支給限度額)が決まられていて、その範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担の割合は1割、2割又は3割です。ただし、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者負担になります。

1か月の介護予防サービスの上限額(支給限度額)

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位

*1単位10円～10.21円です。

利用者負担の割合



※1「合計所得金額」とは、地方税法上の「合計所得金額」(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額)のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、土地等の売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除します。給与所得または課税年金の所得金額が含まれている場合は、給与所得及び課税年金の所得金額の合計額から10万円を控除した金額を用います。

※2「その他の合計所得金額」は、※1の合計所得金額から課税年金の所得金額を控除した金額です。給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)

利用者やその家族から相談を受け、利用者にあった介護予防ケアプランを作成します。利用者が安心してサービスを利用できるように、総合的に支援します。

介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担するため、原則利用者に自己負担はありません。

主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者の希望に沿った介護予防ケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- サービスの再評価とサービス計画の練り直しをします。

居宅介護支援事業者については15ページ参照。

介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや、施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

※サービスによっては、共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

「利用者負担のめやす」は1割負担のめやすです（食費、居住費、日常生活費を除く）。

※報酬改定に伴い、金額が変更となる場合があります。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。
ただし、一部のサービスは6月からの変更です。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などで浴室の利用が難しい場合、看護職員と介護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴サービスを行います。

●利用者負担のめやす

全身入浴	874円
------	------



介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、できる限り居宅で自立した日常生活を送れるよう、理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす

1回※	313円(令和6年6月から303円)
-----	--------------------

※20分間リハビリテーションを行った場合。



要支援1・2の人の訪問介護は、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業で提供されます。29ページをご覧ください。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師の指導 (月2回まで)	514円 (令和6年6月から515円)
------------------	------------------------

介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師等が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	460円 (令和6年6月から461円)
病院または診療所から (30分未満の場合)	389円 (令和6年6月から390円)

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。



施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。



●利用者負担のめやす (1か月)

共通サービス	※送迎、入浴を含む。		
要支援1	2,088円	(令和6年6月から2,307円)	
要支援2	4,067円	(令和6年6月から4,300円)	

選択的サービス

運動器機能向上(令和6年5月まで)	229円
栄養改善	204円
口腔機能向上(I)	153円

※食費、日常生活費は別途必要です。

要支援1・2の人の通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業で提供されます。29ページをご覧ください。

選択的サービスが利用できます

介護予防通所リハビリテーションで提供される選択的サービスには、次のようなものがあります。利用者の目標に応じて利用できます。また、組み合わせて利用することもできます。

- 運動器の機能向上** (令和6年5月まで) 理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどをします。
- 栄養改善** 管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。
- 口腔機能の向上** 歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

施設に入居している人が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。



●利用者負担のめやす (1日)

要支援1	186円
要支援2	318円

短期間施設に入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。



●利用者負担のめやす (1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
要支援1	459円	459円	538円
要支援2	571円	571円	668円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●利用者負担のめやす (1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
要支援1	588円	622円	633円
要支援2	737円	785円	800円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。